

○議長（小林哲雄）

日程第8 議案第40号 契約変更の締結について（開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理事業）、及び日程第9 議案第41号 指定管理者の指定の変更について（開成町グリーンリサイクルセンター）の計2議題を開成町議会会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたします。それぞれの提案理由を町長に求めます。

小林秀樹議員、動議をどうぞ。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。今、議長からご説明があった二つの議案ですけれども、40号から41号ですね。それについては、42号についても同じ対象、GRC関係ですので、一括して40、41、42号というふうに議題とすることを望みたいと思います。

○議長（小林哲雄）

ただいま小林秀樹議員から動議が出されました。議案第40号及び議案第41号を一括議題としていますが、それに加えて議案第42号も一括で説明したらどうだという動議ですが、この動議に賛成の方はございますか。

（賛成者なし）

○議長（小林哲雄）

賛成者なしと認め、動議は取り上げないことにいたします。

続けます。提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

議案第40号からいきます。提案理由、開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理事業契約について、平成27年3月31日をもって契約終了することに合意し、変更契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により提案をいたします。

続けて、議案第41号 提案理由、開成町グリーンリサイクルセンターの指定管理者の指定の期間を変更したいので、開成町グリーンリサイクルセンター条例第7条の規定により提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

それでは、個別議案の説明の前に、今回の開成町グリーンリサイクルセンターの運営形態の変更について、概略をご説明申し上げます。

開成町グリーンリサイクルセンターは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する、いわゆるPFI手法による施設として、平成16年に受託者を有限会社開成グリーンリサイクルセンターとして施設整備、運営及び維

持管理を一括して契約し、さらに指定管理者としても指定を行い、運営を行ってまいりました。

ところが、堆肥化施設が用地の問題等から当初計画の規模を有さなくなってしまうこと、また、近隣同種施設の競合等から、剪定枝の搬入量及び料金設定を含め、予定の利用料金収入がなかなか確保できないということから、受託者の有限会社開成グリーンリサイクルセンターは、慢性的な赤字経営が続いております。今後も好転する見込みがなく、累積赤字が膨らむ一方であることが確実であると見込まれております。

一方、町としても、これまで事業化等検討調査業務委託を行い、事業力の向上のため、一部熟成槽の増設を行ってきたところではありますが、これ以上の施設整備を行うためには、接道要件を満たすために、入り口の橋を6メートル以上に拡張する必要があるなど、施設整備費を含め、多大な費用が必要となります。このような状況を受けまして、双方話し合いを続けました結果、現状のまま継続することは大変厳しいということで、断念いたしまして、平成27年3月31日をもって、現在の契約を終了することに合意をいたしました。

また、この契約が終了となりますと、指定管理者としての有限会社開成グリーンリサイクルセンターに対する指定も、あわせて平成27年3月31日をもって、終了することになります。

一方、開成町グリーンリサイクルセンターは、それまで燃えるごみとされていた剪定枝や葉、草などの堆肥化等を行い資源化することによる資源循環型社会の構築を実現するための町にとっての重要な施設であります。この取り組みについては、町として後退はできないということがございますので、町として事業自体は継続していこうという方針を固めました。

ついでには現在、有限会社開成グリーンリサイクルセンターが所有しております、同施設の建物、設備、備品等は町が買い受け、PFIではない、通常の町有の公の施設として指定管理による運営を行う予定としております。

ただし、指定管理機関は、この後の議案第42号で上程させていただいておりますが、グリーンリサイクルセンター条例の改正を行い、町の他の指定管理施設と同様の5年間以内とし、今後、新たな指定管理者を公募し、平成27年4月1日より新指定管理者による管理運営を開始する予定として、今、進めておるところでございます。

以上が概略でございます。

それでは、個別議案のほうの説明に入らせていただきます。

まず、議案を朗読させていただきます。議案第40号 変更契約の締結について（開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理事業）。

次のとおり変更契約を締結する。

- 1、契約の目的、開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、（1）変更前、一金6,045万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額）287万8,571円。

(2) 変更後、一金4, 231万5, 000円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)212万1, 613円。

4、契約の相手方、神奈川県足柄上郡開成町金井島2318番地1、有限会社開成グリーンリサイクルセンター 代表取締役 高橋恒雄。

5、契約期間、(1) 変更前、契約締結の日(平成16年6月8日)これは当初の議決日となります。から平成31年9月30日まで。

(2) 変更後です。契約締結の日(平成16年6月8日)から平成27年3月31日まで。

平成26年11月28日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめぐりいただいて、附属資料の開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理事業の変更内容により、詳細の説明をさせていただきます。

1の事業内容になります。事業名に変更はございません。

次に、契約期間の変更でございます。議案にありましてとおり、変更前の契約締結の日(平成16年6月8日)から平成31年9月30日までを、変更後の契約締結の日(平成16年6月8日)から平成27年3月31日までに変更するものです。

結果として、本契約は、来年の3月31日をもって終了するということとなります。施設概要及び事業内容については変更ございません。

2の変更理由です。まず、読み上げます。現在の契約内容での事業の履行にあたっては、開成町及び有限会社開成グリーンリサイクルセンター双方ともに多額の費用を要することが予想されることから、現契約での事業の継続は困難であると判断し、平成27年3月31日をもって事業を終了することに合意したため、契約期間及び契約金額を変更する。

多額の費用を要する内容は、冒頭、概要でご説明申し上げたとおりでございます。

なお、現行の契約の契約約款第92条に本契約の内容の一部の変更は、当該変更内容につき、事前に甲と乙、開成町と有限会社グリーンリサイクルセンターですが、が協議の上、別途変更契約を締結することによってのみ行うことができるとありますので、この規定に基づき変更契約を行うものでございます。

次に、裏面の2ページをご覧ください。契約金額の変更内容でございます。変更後、契約金額、4, 231万5, 000円。変更前、契約金額6, 045万円、増減額は1, 813万5, 000円です。契約期間を変更いたしますので、契約金額も変更になりますが、その説明となります。

変更前の契約額6, 045万円は、下の金額詳細の変更前欄のとおり、平成16年10月期より半期201万5, 000円、年間403万円をお支払いしているところでした。平成26年度末で契約終了となりますので、変更後欄のとおり、平成26年度の10月期分までの支払いとし、総額で4, 231万5, 000円とするものでございます。

なお、提案理由にございます民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定は、地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について

て、政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならないとあり、政令の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令第3条に、地方公共団体の議会の議決を要する事業契約が規定されており、町村は契約金額5,000万円を下らない額とされております。

変更前の契約金額が5,000万円を超えており、平成16年の議案第40号で、平成16年6月8日に議決をいただいておりますので、今回の変更につきましても、議案といたしておるものでございます。

以上が議案第40号の説明となります。

続きまして、議案第41号のほうになります。議案を朗読させていただきます。

議案第41号 指定管理者の指定の変更について（開成町グリーンリサイクルセンター）。

次のとおり指定管理者の指定を変更する。

1、施設の名称、開成町グリーンリサイクルセンター。

2、指定管理者の名称、神奈川県足柄上郡開成町金井島2318番地1、有限会社開成グリーンリサイクルセンター 代表取締役 高橋恒雄。

3、指定の期間、（1）変更前、平成16年10月1日から平成31年9月30日まで。

（2）変更後、平成16年10月1日から平成27年3月31日まで。

平成26年11月28日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、ご説明いたします。先ほどの議案第40号をお認めいただけますと、PFI手法による開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理契約が、平成27年3月31日をもって終了することになります。つきましては、平成16年の議案第41号で、開成町グリーンリサイクルセンターの指定管理者として、平成16年10月1日から平成31年9月31日までを期間として有限会社開成グリーンリサイクルセンターに指定を行っておりましたので、今回の議案第40号にあわせまして、指定管理期間を平成16年10月1日から平成27年3月31日までと変更し、有限会社開成グリーンリサイクルセンターに対する指定管理期間の指定を平成27年3月31日に終了とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は両議案をあわせて行います。質疑をどうぞ。

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

茅沼です。何件か確認をさせていただきたいと思います。ここの契約変更に至るまでに至った行政担当課のご苦勞は大変だったものと理解しておりますし、改めて敬意を表したいと思っておりますが、一、二点、ちょっと不備の点があるのではないかなど、こう思いますので、確認をさせてください。

まず、この議案40号、変更契約の締結について云々こうなりますが、これは議会で議決した場合、いつ変更契約を締結するのか。この契約の締結期日が見えないので、お示しいただきたい。

それから、先ほど冒頭説明でありました、累損の件ですけれども、開成町グリーンリサイクルセンター条例の第10号の2項に、前項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて云々とあります。そこで指定管理業者に損害が生じて、町長はその賠償の責めを負わないと、こういうふうに明記してありますので、この累損については、町側では一切責めを負わないということが確認できているのかどうか。とりあえずその2点、お聞きします。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

変更契約につきまして、契約日がないということですが、この議案が可決されましたら、直ちに本日、変更契約を行いたいというふうに考えてございます。

それから、2点目でございます。累積損失、赤字の件ですが、これについてが一番話し合いの中で問題となってきた部分でございますが、そこについては、直接第10条で指定を取り消したわけではございませんので、この条例自体が適用されるというわけではございませんが、話し合いの中で、その部分は、有限会社のグリーンリサイクルセンター及びその親会社で、そこは町のほうには賠償の請求はしないという話の中で進めてきてございます。

ですので、繰り返しになりますが、条例に基づく責めを負わないわけではございませんが、その赤字の部分を町が補填するということはございません。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

茅沼議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。ということになりますと、今度、指定管理が、運営形態が変わるわけですから、当然のことながら、開成町グリーンリサイクルセンター条例も全部廃止か、もしくは作り直し、改定、そういった作業に入ると思うんですが、この何条だったかしら、8時半から5時までというふうに運営のあれが書いてあるんですが、実際には4時半ごろで受付が閉まってしまうようなことをお聞きしました。実際、そんなのかどうか確認をしておりますけれども、そういう意味で、もうちょっと町民の利便性を図った形でのグリーンリサイクルセンター条例を作り直しただけのように要望したいと思うのですが、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、茅沼議員の質問にお答えします。次の議案第42号で、条例改正の案件

はかけますけれども、今回の部分がとおりますと、グリーンリサイクルセンター条例を改正して、新たな指定管理になるという形の中で、公募になると思います。新たな指定管理者については、茅沼議員が言われるように、開業時間が8時半から17時という形ですが、今までの取りかわしの中で、8時半に開業しても、準備の関係とか、あと最後の処理の関係があるので、実態は9時から受け入れて、16時30分で受入終了、業務開業時間の終了が17時という形になってはいますが、そこら辺については、今後、新たな指定管理者とは、その辺を協議して、より利便性向上できるような形で取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。契約終了合意に至った理由について、課長のほうから説明がありました。私たち議会としても非常に気になっているところでございまして、いわゆる慢性的に赤字経営が続いていると。民間でいえば倒産に値する。町としてはPFI、指定管理含めてやっているわけですから、そういう形にはなり得なかったということと理解をしておるところです。

現在、親会社から3社からの借入金が約1億5,000万円、契約終了期には2億円を超えると見込まれという話ですけれども、今の答弁の中では、町として持ち出しはないということですが、間違いはないのかどうか、お聞かせ願いたい。

それと、いろいろグリーンリサイクルセンター株式会社とも協議をして、事業化等検討調査業務委託を行ってきたという話がありました。

熟成槽の増設を行ってきたけれどもという、熟成槽の費用が本当に妥当だったのかどうか、問われたのではないかと思います。

今後、これらの見通しをするために、入り口の端を6メートル以上に拡幅しなければいけない必要があると。これは事前にはわかる話じゃなかったのかなど。私が言わんとするのは、いろいろ改善に向けて努力した、熟成槽を含めて検討してきたけれども、無理があったと。最終的には、株式会社グリーンリサイクルセンターと協議した結果、合意になっていると。その経過はわかりますけれども、やはり町が今までやってきた中で、前向きな形で熟成槽の関係を町でお金を出しているわけですが、これはどうだったのかなという感じを受けておりますけれども、いろいろな角度から合意の話がなされたということですが、その辺の町として受けとめ方、合意の内容でもう少し詳しく知りたい。

○議長（小林哲雄）

もう一度簡潔に、何が聞きたいのか、はっきり言ってください。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。町のほうで熟成槽の関係で改造を凶ったけれど、効果が出なかったのではないかと。これに対する費用が無駄でなかったのかどうか。だから、見通し

的なものがいろいろあったかもしれないけれど、その辺がどうだったのかと。それが合意に至った経過の中で、その辺の話を含めてあったのかどうかということです。

○議長（小林哲雄）

環境防災課長。

○環境防災課長（秋谷 勉）

お答えいたします。熟成槽の件で、入り口の端を拡幅しなきゃいけないという話は、熟成槽の建設に当たりまして、当初は有限会社グリーンリサイクルセンターの施設と熟成槽は町ですから、別の施設だということで、大丈夫という見込みの中でやったわけですが、県のほうでは一体の施設ということで、施設の大きさから、これは接道要件で6メートルを確保しなければいけませんよという中で、熟成槽は何とか建設にこぎつけたというところでございます。

今後の見込みといたしましては、調査の結果、この後、第2期、第3期というような工事も予定しておったんですが、そこ自体に踏み込むということになりますと、確実に橋の架けかえが必要になります。橋の架けかえ及び第2期、第3期までの工事まで含めますと、また莫大なお金になるということですから、現状の形態のまま続けるのが、計画通りに続けるのがいいのかどうかという部分も含めて、これは町側の理由としての判断でございます。

今の形態での契約の事業継続は、ここで一旦終わりにしたほうがよろしいということで、この3月31日で一旦切りまして、新たに町の純粋な施設として、4月1日より新しい指定管理をスタートするという判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

少し補足させていただきます。今、秋谷課長が言ったとおりの流れですけれども、熟成槽については町でやっていくという部分では、熟成槽をつくったからといって、全て赤字が解消するとは考えていません。ただ、若干の効率性を保つことができるので、そういった意味では、補助事業も使って、単費で、全部ではなくて、補助事業を使った中で熟成槽を設置しましたし、その効果は出ています。

ただ、熟成槽をつくっている段階で、既に過去の慢性的赤字の解消はできないので、お互い合意のもとで、どういった形で解散まで持っていくかという話は、継続して進めていたところです。

ですから、熟成槽の効果がなかったという点からすれば、効果は出ていますけれども、全ての赤字解消にまではつながらないということと、補助事業で行ってきたということで、町としては効果があったとは考えています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。この件に関しては、全員協議会を通じて細かく説明を受けていますので、私はやっとわかったかなという感じであります。

ただ、現状で、毎年1,200万円程度の経常損失が出て、新しく指定管理を受けるところも、今まで損失が多かったので懸念する部分があるんですが、その部分についても、課長のほうから説明がちゃんとされていますので、一応安心はしているんですが、ただ、契約期間が3月31日まで、4月1日から新しい指定管理者になるわけですが、ここのところのすり合わせというか、少なくともある程度のノウハウがあるでしょうから、そこの習熟について、どうされていくのか。新しい指定管理になったところが、4月1日からですけれども、その以前から張り込んで、技術習得するということになれば、そこでの費用等が発生してくるのかどうか。お伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、菊川議員の質問にお答えします。今後のスケジュールの話ですけれども、本日、この後、条例改正をして、新たな指定管理者5年を1期とするものにしていきますけれども、流れとしては、それが通った後、公募に入ります。2月ぐらいまでに候補者を決めて、3月の議会で指定管理者の選任議会承認を得るという形になります。それを受けて初めて決定しますが、来年の4月に向けて、そこから多分2週間弱の期間がありますから、当然、新指定管理者には、その条件として、4月1日から運用できるように、前途引き継いで、支障がないようにスムーズにいけるようにやっていくという条項をつけて、選定委員会で選任していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

10番、小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。これは全体の考え方になるかと思うんですが、町の環境行政というのですか、10年前に画期的な町の環境の考え方として、このグリーンリサイクルセンターというのを採用されたと思うんです。

それから今現在こういう状態になって、非常に赤字の累積があったと。これを考えるときに、今後、町のごみ収集も含めて、環境行政というのはどういう方向に持っていくのか。町だけで独自にするのではなくて、広域で先のことを視野に入れて、これも考えているのか。その辺を確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは小林秀樹議員の質問にお答えします。10年前、GRCができた中で、町



としては、やはり燃えるごみを減らしていくという形の中で進めてきました。請負のほうで赤字がかなり進んで、今回、新たな形態に変えるということは、本当に町としても残念な部分ですけれども、逆に言えば、来年4月からは公の施設として、お金をかけてでも、燃えるごみ全体量を減らすために剪定枝にある程度回すと。

広域の部分につきましては、今現在、南足柄市が搬入をしています。そういった部分では、周りにも声をかけて、なるべく燃えるごみの総量を減らすために、開成町のグリーンリサイクルセンターで剪定枝を処分してもらえないかということは、引き続き声をかけていきたいと思ひますし、今後、小山町あたりでも、バイオマス関係の動きが何年か後にあるという話では、事前に調整をしながら、広域の中でそういった連携をとれないかとか、そういった部分でも進めていきたいと思ひます。

西部の中で、山北町と開成町がごみ処理場を1カ所でやっていますけれども、町としては、町内にそういった燃えるごみの処理施設がありませんから、そういった意味では、町から出る燃えるごみは極力減らしていきたいと。そういった意味では、税金を投入してでも、ごみを減らすために、剪定枝のほうにお金をかけてでもやっていきたいということを考えています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

考えと方向はわかりましたんですが、この時点で、施設そのものを町が引き受ける。買い上げるということでは、多額な費用がかかるわけなんですけれども、既に建設から経過がたつて、老朽化は進みます。老朽化は当然、それに対応する費用がかかってきますのですが、ますます町から見た赤字というのは消え去らないわけですね。この場合、このままの方向で本当にいいのか。

例えば、極端に言いますと、全くここでチャラにしちゃって、このごみ関係については全部撤退すると。徹底的に広域、あるいは外部処理をお願いするとか、そういった検討はなされたのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それではお答えします。基本的にはやめるとか、そういった部分を考えていませんし、外部のほうへの委託というのも考えていません。

今現在、町としては、施設ができて10年ですので、15年すると、ある程度設備、機械等にも不具合が生じてくるということが予測できますので、そういった意味では、今回、来年の4月からスタートする指定管理者の5年が終わる時点で、また、延命工事、西部環境センターも15年で、30年に延命するために、大規模な延命工事を行いました。引き続き剪定枝を受け入れてやっていくためには、やはりある程度のお金をかけた延命工事が必要になると思ひます。それを進めていくかどうかは、ここ5

年間をかけて、次回の総合計画の後期基本計画の中で、その辺を具体的にうたっていくようになると思いますが、その5年間については、現状の形の中で進めていきたいというふうに考えています。

先ほど言ったように、近隣でも、そういった部分で、小山町とか、そういった動きもありますから、そういった意味で費用がなるべくかからないで、お互いに協力することによって、赤字部分をなくす、もしくは黒字に持っていけるようなスタイルも模索できるかもしれませんので、その辺は随時研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、討論、採決は、それぞれの議題ごとに行います。

議案第40号 変更契約の締結について（開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理事業）について、討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第40号 変更契約の締結について（開成町グリーンリサイクルセンター整備、運営及び維持管理事業）について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。

続いて、日程第9 議案第41号 指定管理者の指定変更について（開成町グリーンリサイクルセンター）について、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第41号 指定管理者の指定の変更について（開成町グリーンリサイクルセンター）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。